

入札公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和 5 年 5 月 15 日

京都府営水道事務所長 瀬野 加津人

1 入札に付する事項

(1) 委託業務の内容

京都府営水道事務所宇治浄水場における浄水汚泥（脱水）のリサイクル活用を図るための浄水汚泥（脱水）の収集・運搬及び処分業務

予定数量 浄水汚泥（脱水）580トン

（令和 5 年度：435 トン 令和 6 年度：145 トン）

(2) 契約及び委託予定期間

ア 契約期間 契約締結日から令和 6 年 6 月 30 日まで

イ 委託予定期間 令和 5 年 7 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日まで

委託予定期間とは、契約期間の中で実際に業務を委託する予定期間のことをいう。

なお、委託予定期間に変更することがある。

(3) 業務の仕様等

仕様書のとおり

(4) 搬出場所

京都府営水道事務所宇治浄水場

宇治市宇治下居 64

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約及び入札に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒611-0021 宇治市宇治下居 64

京都府営水道事務所総務企画課

電話番号 (0774)24-1522

ファクシミリ番号 (0774)24-1549

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間等

ア 交付期間

令和 5 年 5 月 15 日（月）から令和 5 年 5 月 23 日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

イ 入手方法

- (ア) 原則として、アの期間に京都府営水道事務所ホームページからダウンロードすること。
- (イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までに(1)の場所に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件等を全て満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条の規定による産業廃棄物処分の許可を受けた者（事業範囲に「汚泥」が含まれている者に限る。以下「処分業者」という。）かつ同条の規定による京都府及び搬出先府県市の産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者（事業範囲に「汚泥」が含まれている者に限る。以下「収集運搬業者」という。）である単体の者（以下「単体業者」という。）又は処分業者と収集運搬業者により構成されるグループ（以下「グループ業者」という。）であって、次に掲げる条件を満たす者であること。

ア 単体業者又はグループ業者の各構成員に共通する要件

- (ア) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立をした者にあつては、更生計画の認可がなされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立をした者にあつては、再生計画の認可がなされている者であること。
- (イ) 4の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。
- (ウ) 京都府税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (エ) 確認申請書を提出するときまでに京都府が発注した建設工事等に関する債務を遅滞していない者であること。
- (オ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者でないこと。
 - a 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - b 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - c 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - d 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - e 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- f 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- g 暴力団及びa から f までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

(h) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。

イ 単体業者の要件

(7) 審査基準日（令和5年4月1日。以下同じ。）の直近7年間において、水道法（昭和32年法律第177号）第6条又は第26条の規定による認可を受け水道事業を運営する団体又は第26条の規定による認可を受け水道用水供給事業を運営する団体（以下「公共の水道事業体」という。）が管理する水道施設から排出された浄水汚泥をリサイクル活用した処理実績かつ浄水汚泥の収集・運搬実績を有する者であること。

(4) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条による一般貨物自動車運送事業の許可を有する者であること。

(5) 収集・運搬に使用する車両の荷台構造が仕様書に定めた条件を満たしていること。

ウ グループ業者の要件

(7) 構成員の数は2者以上とし、その内訳は処分業者である代表者1者及び収集運搬業者であるその他の構成員1者以上であること。

(4) 代表者及びその他の構成員は、同一業務に対して重複して参加資格申請を行っていないこと。

エ グループ業者の代表者の要件

代表者は、審査基準日の直近7年間に公共の水道事業体が管理する水道施設から排出される浄水汚泥をリサイクル活用した処理実績を有する者であること。

オ グループ業者のその他の構成員の要件

(7) 貨物自動車運送事業法第3条による一般貨物自動車運送事業の許可を有する者であること。

(4) 審査基準日の直近7年間に、公共の水道事業体が管理する水道施設から排出された浄水汚泥の収集・運搬実績を有する者又は浄水汚泥運搬用の事業用車両を10台以上有している者であること。

(5) 収集・運搬に使用する車両の荷台構造が仕様書に定めた条件を満たしていること。

4 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加確認申請書及び(4)の添付資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

2の(2)アに同じ。

(2) 提出場所

2の(1)に同じ。

(3) 提出方法

入札に参加を希望する者は、(1)の期間内に(2)の場所に申請書等を持参すること。
なお、郵送による提出は認めない。

(4) 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

ア 法人にあっては商業登記事項証明書及び定款、個人にあってはその者の本籍地の市区町村長が発行する身分証明書等

イ 京都府税納税義務者にあっては、京都府税納税証明書

ウ 消費税及び地方消費税納税証明書

エ 営業経歴書及び営業実績調書

オ 印鑑証明書（発行の日から3箇月以内のもの）

カ 法人にあっては、直近の財務諸表（貸借対照表、損益計算書）、個人にあっては直近の所得税の確定申告書の写し

キ 権限を営業所長等に委任する場合は、委任状

ク 返信用封筒（第一種定形郵便物用封筒に住所及び氏名を記入し、84円切手を貼付したもの）

ケ 3に掲げる要件を満たすことを証明する書類等

コ グループ業者として申請する場合は、共同入札願

サ グループ業者として収集運搬業者であるその他の構成員を2者以上申請する場合は、それぞれの構成員の予定数量内訳を記載したもの

シ 京都府暴力団排除条例（平成22年京都府条例第23号）に基づく誓約書

(5) 資料等の提出

申請書等を提出した者に対して、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(6) 参加資格を有する者の名簿への登載

3について審査の上、参加資格があると認定された者は、宇治浄水場脱水汚泥収集運搬及び処分委託に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

(7) 入札参加資格の確認通知

申請書等の受付後、令和5年5月25日（木）までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

(8) その他

ア 申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 提出書類はA4判で作成し、1部提出すること。

ウ 提出された書類は、京都府において無断使用することはない。

エ 虚偽の記載をした者は、この入札への参加を認めないとともに、京都府の指名停止措置を行うことがある。

5 質問の受付・回答

仕様書等に関する質問については、次のとおり受け付ける。

(1) 質問方法

以下の点に留意の上、2の(1)の場所に原則、書面により提出すること。

ファクシミリによる提出も可能であるが、その場合においても必ず会社名及び代表者印を押印のこと。

ア 件名は「宇治浄水場における浄水汚泥の収集・運搬及び処分業務に関する質問」とすること。

イ 質問者の会社名、部署名、役職、氏名、電話番号及びファクシミリ番号を記載すること。

(2) 受付期限

令和5年5月23日（火）午後5時15分まで

(3) 回答

令和5年5月25日（木）までに回答をホームページに公開する。

6 入札手続等

(1) 入札及び開札日時

令和5年6月1日（木）午後1時30分

(2) 入札及び開札場所

京都府営水道事務所管理棟1階資料倉庫
宇治市宇治下居64

(3) 入札の方法

ア 入札に参加する者は、(1)の日時に(2)の場所へ入札書を持参すること。郵送又は電送による入札は認めない。

イ 入札回数は、2回までとする。

(4) 入札書

ア 入札書には、入札者の氏名又は名称若しくは商号、代理人が入札書を提出する場合には代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して、押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）しなければならない。また、代理人が入札する場合は、委任状を提出しなければならない。

イ 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ封筒の表に氏名又は名称若しくは商号及び「宇治浄水場脱水汚泥収集・運搬及び処分業務入札書在中」と記載し、封筒の開口部を封印すること。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで再度入札を行う場合にあっては、この限りでない。

(5) 入札書に記載する金額

入札書には、脱水汚泥1トン当たりの単価（消費税抜き）に予定数量を乗じた金額（総額）を記入することとし、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって

契約金額とする。

なお、入札書には、収集・運搬費及び処分費（グループ業者にあつては、構成員毎の契約希望金額）を明らかにすること。

(6) 入札者は、その提出した入札書の書換、引換、変更、取消又は撤回をすることができない。

(7) 入札者が連合し、又は不穏な行動をする等の場合において、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、この入札を延期し、又はこれを取り止めることができる。

(8) 入札者は、仕様書、契約書（案）及びその他の添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(9) 入札の辞退

入札に参加することができない事情がある場合には、開札の開始に至るまで（入札箱に入札書を投函するまで）は入札を辞退することができる。

(10) 開札

ア 開札は、(1) の日時及び(2)の場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）以外の者は入場することはできない。

(11) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

オ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者のした入札

カ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者のした入札

キ 4に掲げる確認の後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札

ク 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

ケ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札をした者のした入札

(12) 落札者の決定方法

ア 京都府公営企業会計規程（昭和47年京都府公営企業管理規程第9号）第112条においてその例によることとされる京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。

以下「規則」という。) 第 145 条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

イ 落札者が決定通知のあった日から 7 日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

- 7 契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- 8 入札保証金
免除する。
- 9 違約金
落札者が契約を締結しないときは、落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を徴収する。
- 10 契約保証金
免除する。
- 11 契約書の作成の要否
要する。
- 12 支払条件
契約の履行の完了を確認した後、契約代金を支払うものとする。
- 13 その他
(1) 前各項に定めるもののほか、規則の定めるところによる。また、詳細は、入札説明書による。